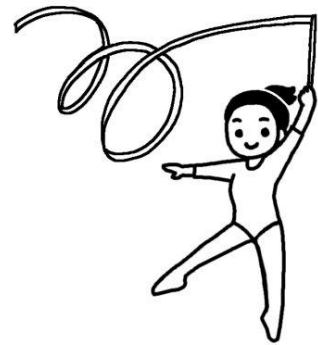


令和8年度

# 部活動結成会資料



令和8年4月17日（金）16：00～  
宜野湾市立真志喜中学校

# 令和8年度 部活動計画

## 1. 部活動の目的

- 個性の伸長及び心身ともに健康な人間の育成を図る。
- 異なる学年の子どもたちがスポーツ活動や文化活動を通してお互いに協力し合い、豊かな性格を形成し、能力を高める場とする。

## 2. 部活動の意義

成長過程にある中学生にとって、部活動は人格の調和的発達を図るうえで重要な役割を持っている。

- (1) 生徒の自主性と個性を伸ばし、青少年の健全育成に役立つ。
- (2) 生徒が生き甲斐を感じ、自由に選んで出来る活動である。
- (3) 余暇の善用を図り、生徒にうるおいを与える。
- (4) 体力、根気力、協力心を養うことが出来る。
- (5) 自分の個性や能力を発見し、それを伸ばすことが出来る場である。
- (6) 生徒相互が切磋琢磨するよい機会であり、教師・生徒の望ましい人間関係を深める場である。
- (7) 物事を自主的・自発的に行い、積極的に行動する態度や習慣及び責任感を養うことが出来る。
- (8) 集団の決まりを守り、所属感や連帯感を身に付けさせる。

## 3. 方針

- (1) 教育活動の一環としてとらえ、教師の奉仕的協力のもとに行う。
- (2) 技術の向上と、豊かな人間性を育むために行う。
- (3) 学校行事等に積極的に参加し、学年・学級の諸活動を優先して行う。また、諸先輩方が築いてきた真志喜中の伝統を守り、さらに発展できるようにする。
- (4) 顧問・コーチ・部員は、練習計画、内容を話し合い下校時間を遵守すること。
- (5) 全教師、部顧問制とし顧問教師の配置にあたっては、教師の特技・趣味・関心等を考慮し希望を募って学校長が委嘱する。

## 4. 部顧問教師

- (1) 指導の主体者である。
- (2) 大会及び競技会への生徒引率と監督をする。
- (3) 部室・用具の管理、購入及び活動指導を行う。

## 5. 部活動の組織

校長・副校長・教頭→部顧問会・キャプテン会→各部活動

## 6 部活動の規則

## (1) 部員の心得

- ①校則を守り、勉強と部活動を両立できること。
- ②学級活動・生徒会活動・学校行事も一生懸命であること。
- ③学校代表としての自覚を持ち、常に礼儀正しくけじめをつけること。
- ④顧問・コーチの指導助言を受けて活動計画を立て、その計画に従って活動する。
- ⑤施設・設備・用具などは大切に使用すること。活動中に破損が生じた場合は、顧問教師に連絡する。また、活動中に事故やケガなどがある場合も同様とする。
- ⑥各部活動で使う場所のゴミはしっかりと片付ける。(部活で出たゴミ以外はゴミ箱に入れない)

## (2) 活動日・時間

- ①活動は放課後の時間をあてる。
- ②朝・休日・長期休業の時間をあてる。いずれの場合も、顧問教師がついて行う。顧問教師がつかない場合や時間を守れない部は活動を認めない。  
○朝練習=7:00~7:50 休日=午前及び午後の半日(前・中・後を含む)  
(特に朝練は顧問がつくことを原則とする。)
- 長期休業=2~3時間程度

- ③下校時間について

活動時間 (年間) 17時45分練習終了 18時00分完全下校 (部活動の練習終了とは、ダウンやミーティングも含めて終了とする)
---

- ④延長について

- 原則として各種大会の1週間前とし延長時間の上限を30分とすること。
- 保護者への確認と了承が得られていること。
- 所定の「延長願い届け」にその理由と期間を明記し学校長へ提出する。

## (3) 練習休日

- ①各週の土・日いずれかと毎週水曜日(ノ一部活動デー)そして月に1回「家庭の日」(毎月第3日曜日)を部活動全体の休日として設定する。但し、大会間近、発表会前による練習等の活動を認め、大会後に休みをとる。
- ②定期テストは、中間テストの場合、5日前。期末テストの場合は、7日前から部活動の活動を停止とする。但し、大会間近、発表会前の場合、保護者の承諾(延長許可申請書等)及び、学校長からの許可を得ることで、1時間程度の活動が出来る。延長の許可を得た部活は、職員・保護者へ周知徹底を図る。

## (4) 練習試合・遠征(九州や全国大会)

- ①練習試合の申し込み又は、他校からの受付は顧問教師が行う。部員同士で勝手に練習試合を組まない。顧問教師が不在の場合は、練習試合は一切認めない。
- ②遠征を行う部活動は、保護者及び顧問教師と連携して計画書を作成し、学校長の許可を受けて行う。

## (5) 部員の資格・入部・兼部・退部・除名に関する規則

- ①資格：本校に在籍する生徒で、学校長・保護者・顧問が許可した者。
- ②入部：保護者連署による入部願いの届け出を提出する。（届出用紙は顧問から）
  - ・入部を許可された生徒は、活動費を納入する。
  - ・学期途中の入部も活動費を納入する。
- ③兼部：原則として、部活を兼ねることはできない。但し、以下の条件をクリアした場合はその限りではない。
  - I 顧問・兼部顧問・保護者の同意があり、許可した者（両方の部活に迷惑をかけないことや学校生活が良好な生徒など）。
  - II 兼部できる部活動は文化部に限る（中体連の登録関係により、運動部を兼ねることはできない）。
  - III 部活動費に関しては、生徒の実態や顧問・兼部顧問で相談し、全額・半額・必要に応じて徴収すること。
- ④退部：保護者・部顧問と話し合いを持った後に、本校指定の用紙に必要事項を記入して顧問へ提出し許可を受ける。（届出用紙は顧問から）
- ⑤除名：校則や部活動規則を守らず、生活態度に改善の見られない生徒は除名にする場合がある。

**部活動費→全学年は5,000円**（うち100円は製氷機メンテナンス代とする）

- ☆ 校外で活動する生徒は、校外活動誓約書を世話係に提出する。
- ☆ 原則として、校外活動の活動費は徴収しない。必要であれば、保護者と世話係で相談すること。

## (6) 罰則

規則に反したり、中学生らしくない行動で指導を受けた生徒は、活動の停止及び試合出場を辞退させる。部活動全体としては、ボランティア作業など奉仕活動を行う。

### \* 違反例

- 飲酒・喫煙・眉ぞりや髪染め、欠課の過多、万引き及び窃盗
- 学校内及び授業での飲食及び飲食物の持ち込みなど
- 休日の活動における校内への飲食物、携帯電話等の持ち込み
- \* 但し、給食のない日や大会などで弁当や飲み物を買うことに関しては認めるが歩きながらの飲食は禁止する。部室や所定の場所で飲食すること。お菓子・アイス類は一切禁止
- 部活動終了後（帰宅途中）の買い食い（食べ歩き）
  - ※ 塾があるためコンビニ等で食べ物等を買った場合は塾に着いてから食べる。
- 校内での携帯電話の使用。（部活終了後、休日も含む）
- ★ 問題発生時には部顧問会を開き審議しその結果を、校長に報告し了解を得る。※上記以外の問題行動で生徒指導部会において指導が必要と判断された場合も同じ。

## 7. 部顧問会

- (1) 必要に応じて実施する。
- (2) 顧問会においては、各部の現状報告を行う。

- (3) 部活動規則や校則を遵守できない部員について審議する。
- (4) 新設の部活動については審議し校長の許可を得る。

## 8. 部活動の新設

- (1) 原則として、部を増やすことはできない。但し、以下の条件をクリアできた場合はその限りではない。
  - ① 当該競技（団体）の必要最低限度の人数を有する。
  - ② 顧問に関しては、前年度に決定した部を担当しながら、次年度を見通して計画し、顧問会で話し合い、校長が承認する（11月、顧問会12月、決定）。
- (2) 新設規定の条件をクリアしていても各年度の職員の状況や活動場所等を考慮して、新設できない場合もある。

## 9. 部活動の解散

・部員不足や活動の停滞がある場合は、部活動を解散（廃部）することがある。その際には、顧問教師は部員と相談し部顧問会に届け出る。

## 10. 外部指導者について

- (1) 資格（中体連及び各関係団体の外部指導者の規定に沿う）
  - ① 技術はもとより、教育的識見をそなえ、年間を通じて真志喜中学校部活動生を育成できる成人。
  - ② 身元がはっきりしている者
  - ③ 学校の部活動の方針に則って指導できる者
  - ④ スポーツ安全保険などの賠償責任保険への加入者であること。
- (2) 期間：部結成式から翌年の3月31日までの1年間とする。
- (3) 心構え
  - ① 勝つことがすべてではない。部員の健康，日常生活や家庭・学校を優先する
  - ② 技術指導だけでなく，心の指導も目指す。
  - ③ 活動の計画，部活動規定に則って指導する。
  - ④ 顧問との連絡を密にする。
  - ⑤ あくまでも補助的な役割を果たすものであり、指導方針・内容・時間などについては校長・教職員の指導に従うこと。

# 外部指導者（コーチ）規定

宜野湾市立 真志喜中学校

本規定は、生徒の心身共に健全育成を目指した部活動における外部指導者（コーチ）のあり方について次のように規定する。

## 第1条 方針

外部指導者（コーチ）は、学校長の学校経営方針及び部顧問の指導方針を理解し、活動する。

## 第2条 資格

- (1) 外部指導者（コーチ）は、豊かな人間性を有しているもの。
- (2) 外部指導者（コーチ）は、指導する部に対する十分な知識・技能を有しているもの。

## 第3条 任期及び委嘱状

- (1) 学校長は、外部指導者（コーチ）に委嘱状を授与する。
- (2) 外部指導者（コーチ）の任期は、学校長が委嘱した日から、年度末（3月31日）までとする。ただし、学校長は特別な事情があるときは、任期満了前に当該外部指導者（コーチ）の委嘱を解くことができる。

## 第4条 主な活動内容及び留意点

- (1) 当該部活動の技術的指導。
- (2) 当該部活動の練習試合での指導。
- (3) 当該部活動の大会での顧問（監督）補佐。
- (4) 部員の指導に当たっては、部員一人一人の理解に努め、愛情を持って指導する。
- (5) 指導に当たっては、試合に勝つことや強くすることのみを重視した過度の練習、体罰、ことばによる暴力、セクハラを絶対に行わない。
- (6) 技術指導だけではなく、あいさつやマナー等、心の教育も重視した精神的な指導も行う。

## 第5条 活動上での義務

- (1) 活動上知り得た重要事項は、他に漏らしてはいけない。
- (2) 活動上知り得た重要事項は、外部指導者（コーチ）を退いた後も他に漏らしてはいけない。
- (3) 外部指導者（コーチ）の信用を傷つけ、不名誉になるような行為をしてはいけない。

## 第6条 生徒や保護者及び職員との関わり

- (1) 生徒との関わり
  - ① 生徒との関わりにおいては、顧問の指導のもとに行う。
  - ② 言葉遣いは、教育の場にふさわしい言葉遣いをする。
  - ③ 服装は、教育の場にふさわしい服装とする。
- (2) 保護者との関わり
  - ① 保護者との適切な関わりを持つ。
- (3) 職員との関わり
  - ① 校長の管理のもと、職員・顧問と連携して指導にあたる。
  - ② 常に職員・顧問と連絡調整を行う。

## 第7条 その他

その他、必要な事項については、学校長の指示に従う